

令和 9 年 度

東京都予算編成に
対する要望事項

東京都市長会総務・文教部会

目 次

重点要望事項

1 多摩地域を個性・活力・魅力ある自立都市圏とするための 施策の推進	1
2 地方創生・地方分権の推進に向けた都の支援	2
3 市町村総合交付金制度等総合的財政補完の充実強化	3
4 学校給食費の全国一律での保護者負担軽減の継続等に向けた 国への働きかけと都制度の継続	4
5 自然災害に対する防災体制の確立	5
6 自治体D X推進等のための支援の強化	7
7 公立病院に対する補助制度の充実	8
8 物価高騰等による地域経済への影響に対する支援の充実	9

一般要望事項

1 防災事業の充実と財政措置等の確立	10
2 安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実 ...	11
3 公共施設等管理における支援措置の充実	12
4 公立学校における教育環境の整備	13
5 特別支援教育推進に向けた支援	14
6 自転車安全利用等の交通安全対策の推進・拡充	15
7 消防力の充実強化	16
8 子供・若者支援の充実	17
9 私立幼稚園等に対する支援の充実	18
10 多摩地域の持続的な産業振興と地域活性化の推進	19
11 多摩地域観光地域づくりに対する支援の充実	20

要望先局別一覧

重点要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
総務局	1	多摩地域を個性・活力・魅力ある自立都市圏とするための施策の推進		1	
	2	地方創生・地方分権の推進に向けた都の支援		2	○
	3	市町村総合交付金制度等総合的財政補完の充実強化		3	
	4	学校給食費の全国一律での保護者負担軽減の継続等に向けた国への働きかけと都制度の継続		4	○
	5	自然災害に対する防災体制の確立	建設	5	○
	7	公立病院に対する補助制度の充実	厚生	8	○
	8	物価高騰等による地域経済への影響に対する支援の充実	建設 環境	9	○
財務局	2	地方創生・地方分権の推進に向けた都の支援		2	○
	8	物価高騰等による地域経済への影響に対する支援の充実	建設 環境	9	○
デジタルサービス局	6	自治体DX推進等のための支援の強化		7	
主税局	2	地方創生・地方分権の推進に向けた都の支援		2	○
教育庁	4	学校給食費の全国一律での保護者負担軽減の継続等に向けた国への働きかけと都制度の継続		4	○
	5	自然災害に対する防災体制の確立	建設	5	○

要望先局別一覧

一般要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
総務局	1	防災事業の充実と財政措置等の確立		10	○
	3	公共施設等管理における支援措置の充実		12	
	7	消防力の充実強化		16	○
	11	多摩地域観光地域づくりに対する支援の充実	建設	20	○
主税局	7	消防力の充実強化		16	○
	10	多摩地域の持続的な産業振興と地域活性化の推進	建設	19	○
生活文化局	2	安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実	厚生	11	○
	9	私立幼稚園等に対する支援の充実	厚生	18	○
都民安全総合 対策本部	2	安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実	厚生	11	○
	6	自転車安全利用等の交通安全対策の推進・拡充		15	○
	8	子供・若者支援の充実	厚生	17	○
東京消防庁	7	消防力の充実強化		16	○
教育庁	1	防災事業の充実と財政措置等の確立		10	○
	4	公立学校における教育環境の整備		13	
	5	特別支援教育推進に向けた支援	厚生	14	○
	6	自転車安全利用等の交通安全対策の推進・拡充		15	○
警視庁	2	安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実	厚生	11	○
	6	自転車安全利用等の交通安全対策の推進・拡充		15	○

重 点 要 望

1 多摩地域を個性・活力・魅力ある自立都市圏とするための施策の推進

要望先 総務局

多摩地域の振興に当たっては、自然と共生し、地域特性を生かしながら、多摩を活力と魅力に満ちた自立都市圏として形成していくことが重要である。個性・活力・魅力ある自立都市圏の形成を目指し、積極的な施策の推進を図るため、以下の方策を講じること。

(1) 多摩の振興の推進

「多摩振興アクションプラン」に掲げる施策の推進に向け、市町村と緊密に連携して取組を進めること。地域特性を活かした取組に対して、各市町村の状況を踏まえた適切な財政支援を行うこと。人的支援や技術的支援を計画的に行い、多摩地域の振興を進めること。

(2) 広域連携の推進

今後、更なる人口減少が見込まれる多摩地域において、多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進に向けた取組及び都市基盤整備をはじめとした地域経済圏の確立等が求められている。これら市町村の共通課題に対して財政・人材・技術支援のほか、市町村の連携体制構築に当たっては、広域自治体である都においても積極的な参画を図ること。

2 地方創生・地方分権の推進に向けた都の支援

要望先 総務局、財務局、主税局

現在直面している、人口急減・超高齢化という大きな問題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会の創生に取り組むとともに、真の地方分権改革の実現に向け、各市町村が地域の活力の維持・向上を図りつつ、国と地方の役割分担を明確にし、必要なサービスを確実に提供できるよう、以下の方策を講じること。

(1) 真の地方分権改革の実現

国と地方の役割分担の明確化を図るとともに、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分として、当面、税源移譲による国と地方の税財源配分「5：5」の実現を図り、地方の財政自主権を拡充するよう、引き続き、国へ働きかけること。

(2) 財源確保に関する都から国への働きかけ

地方交付税について、財政需要を的確に地方財政計画に反映させたいうで、必要な総額を確保するとともに、地方法人課税の偏在是正措置を廃止し、市町村税である固定資産税を狙い撃ちにした新たな措置を行わないよう、国へ働きかけること。併せて、交付税制度の抜本的な見直しにより財源調整と財源保障が果たされるよう、引き続き、国へ働きかけること。

(3) ふるさと納税制度の抜本的な見直し

受益と負担という地方税の原則及び返礼品競争により寄付本来の趣旨を逸脱しているふるさと納税制度の廃止に向けて具体的に国へ働きかけること。当面の緊急対応として、「ワンストップ特例制度」の廃止も含めた見直しを求めるとともに、見直しが行われるまでの間は、現制度に伴う住民税控除による税収の減少について、地方交付税ではなく地方特例交付金等により全ての自治体に減収補てんがなされるよう、引き続き、国へ働きかけること。

3 市町村総合交付金制度等総合的財政補完の充実強化

要望先 総務局

行政水準の向上や、公共施設の更新等への対応のほか、喫緊の課題である物価高騰、激甚化する災害への対策や、ゼロエミッション、DX、子ども・子育て政策の推進等に対する市町村の財政負担に対応するため、市町村総合交付金等の財政補完制度について予算を増額する等、積極的な措置を講じること。

(1) 市町村総合交付金による財政補完の充実強化

市町村総合交付金について、市町村が直面している多様化した行政ニーズへ柔軟に対応するため、更なる拡充を図ること。

(2) 区市町村振興基金の貸付額の確保及び特別利率貸付の対象事業拡充

公共施設等の更新時期が集中する中、上昇し続ける建設コストや金利上昇局面への移行により、複合化や建替事業などに要する経費など投資的経費の更なる増加が見込まれることから、実情を考慮した貸付額を確保すること。また、区市町村振興基金特別利率貸付について、公共施設等の複合化・建替事業や、都が推進するゼロエミッションや緑の保全・創出に向けた取組、保育所施設整備及び公立病院に係る医療機器の更新を追加するなど、対象拡大を図ること。

4 学校給食費の全国一律での保護者負担軽減の継続等に向けた国への働きかけと都制度の継続

要望先 総務局、教育庁

学校給食費については、国が令和8年度より公立小学校に対する負担軽減策を開始したが、各市独自の財源による無償化の実施は困難であることから、今後も都による支援を継続するとともに、全国共通の課題であることを踏まえ、居住している地域や学校種別によって、教育費負担に著しい差が生じるのではないよう、以下の方策を講じること。

(1) 学校給食費の全国一律での保護者負担軽減の継続等に向けた国への働きかけと都制度の継続

学校給食費については、国において毎年度、給食費の実態調査を実施し、地域の物価上昇の実情を的確に反映したものとするよう、支援基準額について適時適切な見直しを行うよう国へ働きかけること。また、都においては各市がこの事業を持続していくことができるように財政支援を継続すること。

5 自然災害に対する防災体制の確立

要望先 総務局、建設局、教育庁

東日本大震災や熊本地震、令和元年台風、令和6年能登半島地震での被害状況等を基に、地震など大規模な災害時や風水害、雪害等突発的な災害時に対応できる行政区域を越えた広域的な災害協力体制を早期構築すること。

(1) 都有施設の避難所としての活用

避難所の確保については、都立学校との間で協定を締結しているところではあるが、協力体制が不十分であるため、都の役割を明確にしたうえで、施設管理者が柔軟に協議に応じるよう、更なる周知徹底を行うなど積極的に協力すること。特に、土砂災害警戒区域に居住する住民の避難所の確保については、都有施設の避難所利用に係る柔軟な対応を図ること。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業への支援強化

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策事業は、受益者の負担割合が大きく、市町村や土地所有者による実施が困難な場合もあることから、人家戸数要件等の事業対象要件を緩和し、より多くの地域で対策事業を実施できるよう、都から国に対し、当該法律の改正を要望すること。

(3) 土砂災害警戒区域等における避難情報伝達体制の強化

土砂災害危険警戒区域等に居住する住民へ避難情報を迅速かつ正確に伝えるために、戸別受信機の導入が有効である。戸別受信機のみを整備する場合についても防災基盤整備事業の対象となるよう、国に対し働きかけること。併せて、土砂災害対策の観点から新たな財政支援を講じること。また、災害危険区域を対象とした戸別受信機等の導入に係る都独自の補助制度を創設すること。

(4) 立川広域防災基地へのアクセス性の向上等

立川広域防災基地は、多摩地域における重要な防災拠点であり、災害時の迅速な人員及び物資輸送機能を確保するため、周辺道路のアクセス性向上が不可欠である。都において道路整備が進められているが、防災拠点としての機能を十分に発揮できるよう、多摩川対岸の中央自動車道、国道16号線、20号線バイパス、甲州街道及び五日市街道へ通じる路線について整備を加速させること。

(5) MCA無線機代替機器の導入に向けた取組

市内関係施設や関係機関との情報伝達手段として活用しているMCA無線機は、令和11年5月末でサービス終了となるため、更に優れた代替手段の導入に向け、市町村と連携した調査研究及び情報提供を行うとともに、共同調達や財政支援により、更新にかかる市町村の負担軽減を図ること。

6 自治体DX推進等のための支援の強化

要望先 デジタルサービス局

住民の利便性向上や基礎自治体の業務効率化を図るために、国や都の計画に合わせて進めている行政のデジタル化の取組について、市町村が主体的に事業を実施できるよう、国への働きかけを行うとともに、「一般財団法人G o v T e c h 東京」を最大限に活用しながら以下の方策を講じること。

(1) 標準準拠システムの導入及びガバメントクラウド移行のための財政支援

標準準拠システムの導入及びガバメントクラウドへの移行に際しては、特定移行支援システムについても、市町村の負担が生じることのないよう、費用を全額国負担とすることを、引き続き強く国へ働きかけること。

(2) 標準準拠システム導入後の運用経費のための財政支援

国はシステム標準化に伴う運用経費の増加に対し、地方交付税措置及び地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金の創設を行ったが、これらが継続的な財政支援であるか不明である。よって、システム運用経費の削減目標が達成されるまで、地方交付税が交付されていない市町村を含め、国の責任において適切な財政支援を行うよう、引き続き強く国へ働きかけること。

(3) 自治体DX推進のための支援

自治体DXを確実に推進するため、市町村の計画的な取組を支援するだけでなく、法令の規制、具体的な工程や整備手法の提示及び財政支援を行うとともに、取組スケジュールの更新等を行う場合は早期に情報提供を行うよう、引き続き国へ働きかけること。

(4) 東京都公式アプリとの連携

東京都公式アプリについては、都民の利便性の向上を目指すため、段階的な機能拡充と発展が予定されているが、今後、市町村との連携を進めるに当たっては、引き続き十分な事前調整を行うとともに、新たな財政負担等が生じないよう取り組むこと。

7 公立病院に対する補助制度の充実

要望先 総務局、保健医療局

多摩地域における公立病院は、二次医療を担う中核医療の役割を果たしており、地域医療の維持・充実において相応の財政的負担が伴っている。今後も持続可能な病院運営を行うために、病院間の役割分担の明確化・最適化をし、医師・看護師等の確保などの取組を継続して進めていく必要があることから、適切な地域医療提供体制を確保するため、以下の方策を講じるよう要請する。

(1) 公立病院運營業補助制度の充実

公立病院の地域での役割を踏まえ、人件費の増加や物価高騰による経営状況を適切に反映できるよう、市町村その他の関係機関等と検討を行い、地域の状況に応じた対策及び経営評価指数の適用緩和等、公立病院の運営費に対する補助制度の充実を図ること。

(2) 物価高騰等に対する財政支援等の実施

公立病院の安定した経営状況を維持するため、東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金を継続及び増額をするとともに、物価高騰で更新ができなくなっている医療機器の更新費についても支援対象に含める等、範囲を拡充すること。また、企業の賃金上昇に伴い増加する委託費負担を軽減する補助制度を創設すること。

(3) 石油由来の医療材料不足、価格高騰への対応

現下の中東情勢により、石油由来の医療材料不足や価格高騰が懸念されるため、医療材料の確保について国に要望すること。

(4) 経営改善推進事業の要件緩和

令和7年度の地方財政対策として、国において病院事業債に経営改善推進事業が創設されたが、本事業における借入れ要件が厳しく、病院経営の早期立て直しが困難であるため、貸付対象等要件の緩和を国に対し引き続き要望すること。

8 物価高騰等による地域経済への影響に対する支援の充実

要望先 総務局、財務局、環境局、産業労働局

長期化する物価高騰の影響が事業者の経営を圧迫しているほか、資材価格の高騰等により入札不調など地域経済への影響も広がっている。地域経済活動の活性化及び事業活動の継続に対し、必要な支援策を速やかに実施できるよう、財政的な支援を図ること。

(1) 物価高騰等に対する財政支援の強化

地方創生臨時交付金等の各種財政支援措置を迅速に講じるよう国へ働きかけるとともに、都においても各種補助金の弾力的な運用や増額等、必要が生じた場合に迅速かつ継続的な支援を行うこと。また、L P ガス利用者への支援について、広域的かつ市町村間で差異のない対応が必要であることから、都による支援を引き続き行うこと。

(2) 地域経済活動の活性化

地域経済の活性化を図るため、これまで都主体で実施した消費喚起事業について、地域特性や事業者ニーズを踏まえたうえで、二次元バーコード決済に係るキャンペーンなど、多摩地域の賑わい創出や地域経済活性化に資する効果的な事業を適時適切に行うこと。

(3) 事業継続に対する支援の強化

国の補助金をはじめ、事業継続に対する各種支援は、手続の煩雑さに加え、商工会等の非会員の小規模事業者は活用しづらい状況にある。都は、周知の強化に加え、相談機能や伴走型支援を充実し、事業継続支援を強化すること。また、中東情勢の緊迫化による物価高騰や原材料供給の目詰まりに対する市町村の取組を後押しするため、更なる財政支援を行うこと。

一 般 要 望

1 防災事業の充実と財政措置等の確立

要望先 総務局、教育庁

令和6年能登半島地震をはじめとした大規模地震や、激甚化する風水害による被害が全国各地で頻発しており、これまで以上に防災事業の充実が求められている。このため、防災事業の充実及び積極的な措置を講じること。

(1) 防災施設の充実

災害対策用ヘリポートについて、緊急時や災害時に孤立する恐れがある地域での救助活動や林野火災の消火活動に対応できるよう、都立高校の利用を含め、引き続き候補地の確保及び整備を促進すること。

(2) 被災者生活再建システム運用に係る財政支援

国による新たな被災者支援システムの整備が進められる中、市町村が共同利用している東京都被災者生活再建支援システムについては、維持管理及び運用に係る費用負担が大きいことから、都独自で委託料に対する補助制度を創設すること。

2 安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実

要望先 生活文化局、都民安全総合対策本部、福祉局、警視庁

市町村においては、児童・生徒や女性・高齢者を狙った事件や闇バイトを実行役とする強盗事件等の発生の状況を受けて、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、犯罪防止施策や市民の防犯活動が活発化している。これらの施策や市民活動に対し、以下の方策を講じること。

(1) 警察による治安対策の強化

近年、多摩地域においても凶悪犯罪が発生しており、住民生活が脅かされていることから、治安状況が悪化しないよう、交番等設置数の維持及び空き交番の解消など、適切な対応を図ること。

(2) 地域の防犯力向上に向けた支援の充実

地域における防犯力の維持向上に向けた支援の充実を図るため、小学校通学路等に設置している防犯カメラを対象とした地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助金について、維持管理や更新に係る撤去費用を含めた対象の拡充を行うこと。東京都防犯機器等購入緊急補助事業について、匿名・流動型犯罪グループ等による凶悪な強盗事件が多く発生している状況を踏まえ、継続して実施すること。

(3) 特殊詐欺への対策強化

近年の特殊詐欺の手口の多様化や被害額の増加に鑑み、防犯機器の普及やバスへのラッピング、ステッカー等による啓発など、都や警視庁に協力を求められている被害防止に向けた市町村の取組を支援するために、補助制度を創設すること。

(4) DV対策の市町村への支援の充実

複雑化している相談業務に対応する市町村へ、専門人材を「常勤職員」として通年任用できるよう財政的支援を行うこと。再発防止に向けた「加害者プログラム」の実施が適切かつ効果的に推進されるよう、必要な法制度などを整えることを国へ一層働きかけること。緊急時の一時保護等については、都が実施する事業の受入枠の拡大や広域対応を行うとともに、市町村が広域的な対応を実施する場合の財政支援に取り組むこと。

3 公共施設等管理における支援措置の充実

要望先 総務局

人口が急増した 1960 年代から 1970 年代までにかけて整備した公共施設等の老朽化が進んでおり、一斉に建替えの時期が迫るなか、公共施設等の適正管理の推進は都内自治体にとって喫緊の課題となっている。厳しい財政状況が続く地方公共団体において、将来を見据えた公共施設等の集約化・複合化の推進に係る財源確保が必要不可欠となることから、以下の方策を講じること。

(1) 公共施設等適正管理推進事業債の延伸

令和 4 年度から 8 年度までが事業期間となっているところであるが、公共施設等の集約化・複合化、長寿命化等の事業は、今後、継続的な実施が見込まれることを踏まえ、公共施設等適正管理推進事業債を恒久制度化するよう、引き続き国へ働きかけること。

4 公立学校における教育環境の整備

要望先 教育庁

児童・生徒の学習環境の場であると共に、大規模災害時における地域住民の避難場所となる公立学校において、老朽化や設備不足等の時代に即した改修・整備が喫緊の課題であるにもかかわらず、昨今の物価高騰のなか、その財源確保に苦慮していることから、国への働きかけや財政措置等、都においても積極的な支援策を講じること。

(1) 学校施設環境改善への補助の拡充

学校施設の新増築・改築・改修事業を計画的に推進するため、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の当初予算を十分確保するとともに、物価高騰や地域の実情に即した補助単価への見直し等、財政支援の拡充を図るよう国へ働きかけること。この実現までの間は、学校施設の防災機能強化も踏まえて、都において、補助制度を創設するなどの財政支援を行うこと。

(2) 35人学級編制に対応した環境整備

35人学級編制に対応するための増築や仮設校舎建設など施設面に対する補助制度の拡充、増築等に伴うICT設備（通信環境や投影設備等）の整備など設備面に対する補助制度の創設を国に働きかけること。また、この実現までの間は、都において、施設面及び設備面に対する補助制度を創設するなどの財政支援を行うこと。

(3) GIGAスクール構想の推進を含むICT環境の充実に向けた支援

国は、学校教育情報化推進計画において、GIGAスクール構想の実現と教員の働き方改革の推進のためのICT環境の充実を掲げている。学習者用端末の更新のみならず、電子黒板等のICT機器の整備・拡充、大容量の通信を支えるネットワーク環境整備、セキュリティ環境の構築等、校務DXに係る費用も含め地域格差が生じないように、地方交付税ではなく、国の責任による恒常的な補助制度を創設することを国へ働きかけること。

5 特別支援教育推進に向けた支援

要望先 子供政策連携室、教育庁

都の推計では特別な支援が必要な児童・生徒は令和12年度まで増加するとされており、特別支援教育のニーズは引き続き高いと考えられる。特別支援教育をより一層充実させるためには、巡回指導に当たる教員等の配置、学校施設の改修等が必要となるが、地方財政措置以外の財政支援がなく、市町村の単独予算の負担は増大している。このため、以下の方策を講じること。

(1) 専門家等配置に係る補助制度の拡充

市が発達障害、臨床心理等の専門家及び巡回指導等に当たる専門職員を雇用するための費用について、財政支援を図ること。また、令和3年度に開始した「発達障害教育支援員配置促進事業」（現在は「インクルーシブ教育支援員配置補助事業」）について学校規模による補助要件や同時間配置による制限など、更なる要件の緩和及び申請・報告手続きの簡素化を図ること。

(2) インクルーシブ教育システムの推進

「インクルーシブ教育システム推進事業」について、専門家等配置に係る補助制度を地方交付税によらない財政措置とするなどの拡充を行うよう国へ働きかけるとともに、都は「インクルーシブ教育支援員」配置に関する補助に留まらず、支援員確保に係る対策を講じること。

(3) 特別支援学級の介助員等の配置への財政措置

特別な支援が必要な児童・生徒は増加傾向が続いている。特別支援学級の介助員等の配置に係る費用については、地方交付税により措置されているが、特別支援教育については、不交付団体も含めた全ての地方公共団体において対応が必要となることから、地方交付税ではなく、国庫補助による財政措置を講じるよう、国へ働きかけること。

(4) 特別支援教室への財政支援

特別支援教室に必要な教員の配置、教室の整備及び備品等の購入費用について、小集団指導や児童・生徒の入れ替わりなどに対応するための備品購入も含めた継続的な財政支援を図ること。

6 自転車安全利用等の交通安全対策の推進・拡充

要望先 都民安全総合対策本部、教育庁、警視庁

令和8年4月より交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が自転車にも適用されるなど、自転車に関する交通ルールの見直しが進む状況を踏まえ、安全で安心な利用を促進するため、交通安全意識の一層の向上と、実効性ある取組が必要である。ついては、以下の措置を講じること。

（1）交通安全に資するイベント、補助事業等への支援制度の拡充等

交通安全意識の向上を図るため、交通安全シンポジウムや啓発イベント、スクエアード・ストレイト方式による交通安全教室に係る補助率の引上げ等を図ること。また、ヘルメット着用推進補助事業の再開や自転車置き場整備を含む包括的な財政支援制度を創設すること。

7 消防力の充実強化

要望先 総務局、主税局、東京消防庁

多摩地域は宅地開発や建築物の高層化に伴い、都市構造が大きく変化してきていることから、地域の状況変化に的確に対処できる消防力の強化が急務となっている。しかし、区部に比べると、消防力の配備は十分とはいえず、不足している消防力を補うため市町村では、消防団に依存しているのが実情であり、今後発生が懸念される大規模な自然災害等に備え、市町村の財政負担も考慮のうえ、防災・消防力の一層の充実強化を図ること。

(1) 消防団の消防車両に係る補助制度の新設

多摩地域では消防団が地域防災力を支える重要な役割を担っており、その充実強化は東京都全体の防災力向上にも資するものである。その活動に不可欠である消防ポンプ自動車の整備や更新に係る経費負担については、地方交付税措置によらない支援を国へ要望するとともに、都において新たな補助制度等の財政措置を講じること。

(2) 消防団員を雇用する法人・個人事業主への支援

消防団が活動しやすい環境整備や消防団員の確保を促進するため、消防団活動に積極的に協力又は消防団員を雇用する法人・個人事業主に対して他県では既に実施されている報奨金の支給等の支援制度の創設や事業税の減税措置など、都において消防団協力事業所に対する支援や社会的評価向上につながる取組を実施すること。

8 子供・若者支援の充実

要望先 子供政策連携室、都民安全総合対策本部、福祉局

核家族化の進行など家庭環境の変化や地域社会の希薄化、スマートフォンの普及をはじめとする情報化社会の進展など、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化している。これらのことを背景として、子ども・若者の孤独・孤立化や交友関係の変化が進み、ヤングケアラー、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、非行、自傷行為、自殺など、市は複雑化する多様な問題への対応に迫られている。このため、以下の方策を講じること。

(1) 子供・若者自立等支援体制整備事業の拡充

市における子ども・若者への支援体制の整備及び支援活動の推進を図るため「子供・若者自立等支援体制整備事業」を実施しているが、補助対象は新規又は拡充事業に限られていることから、既存事業についても補助対象とし、併せて補助基準額及び補助率の引上げなど補助制度の拡充を図ること。

(2) 若者支援体制整備に対する財政支援の充実

困難を有する若者への支援体制の充実が国の施策として進められている中、市が相談支援や居場所づくり、支援コーディネート等を継続的かつ安定的に実施できるよう、国による恒久的な財政支援制度の構築及び充実について働きかけること。

9 私立幼稚園等に対する支援の充実

要望先 子供政策連携室、生活文化局

地域社会全体で待機児童対策を進めるうえで、保育を必要とする児童の受皿としての機能を有し、長時間預かりをはじめとした各種保育施策にも対応できるよう、職員配置の見直しや職員研修体制確保が必要であるが、子ども・子育て支援制度への移行をしない幼稚園が多いこと、人材確保が十分でないことなど、様々な問題を抱えていることから、以下の方策を講じること。

(1) 幼稚園に対する補助の拡充

法人立幼稚園は待機児童の受皿や小規模保育事業の卒園児の預け先として、地域の子育て支援において大きな役割を果たしていることから、感染症、安全対策、物価高騰対策及び人材確保支援等の補助制度は施設種別で差が生じないよう、都独自の補助を創設すること。さらに、障害児教育の加配人件費補助を保育所等の交付金と同水準で実施すること。

(2) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の拡充

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助について、制度変更に伴うシステム改修費等の補助を拡充すること。多子区分の撤廃や第1子・第2子への補助拡充、入園料の全額補助など、一層の負担軽減を図るとともに、幼稚園類似施設を令和9年度以降も対象とすること。

(3) マネジメント研修に係る費用の補助

幼稚園教諭が、処遇改善等加算区分3のAに該当するための要件となる「都道府県又は市町村が実施する研修」を多摩地域の幼稚園に勤務する教諭が公平に受講でき、保育の質を確保するため、都が研修を直接開催すること。若しくは、私立幼稚園協会等が開催する研修について都が直接補助を実施し、受講料免除等による保育所等との格差解消を図る実効性のある財政措置を行うこと。

(4) 長期休業中の一時預かりの無償化補助の拡充

私立幼稚園について、保育を必要とする児童の受皿とするため、長期休業中の一時預かり制度の無償化補助金の積算方法を見直すとともに、補助上限額11,300円を実態に即した額に引き上げることを国へ働きかけること。また、国が対応するまでの間は、都において上乗せ補助制度を創設すること。

10 多摩地域の持続的な産業振興と地域活性化の推進

要望先 主税局、環境局、産業労働局

人口減少や人手不足の進行、地域経済を取り巻く環境変化が進む中、多摩地域が持つ産業集積の強みを生かし、企業立地の促進や商店街の活性化、産業交流の充実等を通じた持続的な地域経済の発展が求められている。このため、多摩地域の産業基盤の強化に向け、以下の施策を積極的に講じること。

（１）多摩産業交流センターのイノベーション創出拠点の強化

多摩産業交流センターが、MICE施設に止まらない多摩のイノベーション創出拠点として活用されるよう、大規模展示会や産業交流イベント等を継続的に呼び込める魅力ある施設整備及び運用の充実を図るとともに、時流を捉えた施設機能の更新を適切に行うこと。

（２）広域的な産業交流及びビジネスマッチング機能の強化

高い技術力を有する中小企業等が集積する多摩地域の強みを広く発信し、多様な産業交流による新たな連携やイノベーションの創出につなげるため、「たま未来・産業フェア」をはじめ、多摩産業交流センターを核とした展示会や産業交流事業を継続的に実施するとともに、自治体等が実施する広域的な産業交流等に対し必要な連携や財政支援を行うこと。

（３）多摩地域における企業立地環境の充実

人口減少や労働力不足が進行する中、市町村単独では対応が困難な企業立地に係る税制面、産業用地や事業用水確保、規制等の課題を踏まえ、多摩地域への立地の魅力を高める企業誘致策に、市町村と連携して主体的・積極的に取り組むこと。

（４）地域商店街の活性化及び機能維持に対する支援の充実

地域コミュニティの担い手であり、賑わいや回遊性、防犯機能を担う商店街を維持・活性化するため、「商店街チャレンジ戦略支援事業」をはじめとする支援制度について、商店街の実情を踏まえた柔軟な運用を図ること。また、街路灯の維持管理について、補助率の引上げや概算払の導入等、商店街の実状に即した補助対象や交付方法などの支援を図ること。

11 多摩地域観光地域づくりに対する支援の充実

要望先 総務局、産業労働局

国内外からの旅行者が堅調に増えていることに対し、多摩地域 30 市町村が相互に連携を図るなかで、魅力発信や観光地域づくりを推進し地域に根ざした取組を持続できるよう、財政面を始めとする多面的な支援を講じること。

(1) 広域的な観光地域づくり及び誘客強化の推進

多摩地域における観光産業振興のため、(公財)東京観光財団、多摩観光推進協議会等を活用し、市町村と連携した広域的な観光地域づくり及び外国人旅行者を含めた誘客強化を都が主体的に推進すること。また、観光施策や補助事業に関する情報提供に加え、各自治体や観光関係団体が活用可能な補助メニュー等について、一元的で分かりやすい情報提供を行うこと。

(2) 補助制度の拡充

インバウンド観光を含めた観光事業を更に活性化させるため、「アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業」など各市町村から活用要望の多い補助制度について、予算の拡充を図ること。また、多様な主体が継続的に観光事業を実施できるよう、補助率の引上げや補助対象要件の見直しを図ること。

(3) 観光振興に活用可能なデータの提供及びデータ活用支援の充実

市町村単位の観光客属性、消費動向及び周遊状況等について、市町村間の比較分析や施策効果の検証に活用できる形で提供すること。また、DXによる観光データ活用等支援事業については、より多くの自治体が支援を受けられるよう、支援団体数の増加を図ること。

